

わかやまで起業しよう！



移住者起業補助金・移住者農林水産就業補助金

主な条件

- 移住推進地域へ市町村の支援を受けて移住 (H25.4.1以降)
- 60歳未満 (H28.4.1現在)
- 10年以上の定住する意志
- 「起業」もしくは「農林水産業に独立就業」する意思がある

移住者起業補助金

- H28.4.1～H29.3.31までの間の起業
- 移住推進市町村を通じて起業プランの応募
- 締切 第1次:7月末日
第2次:10月末日

プレゼンテーション・審査

設備等の購入経費に対して

100万円 (以内) を補助

農林水産就業補助金

- 独立経営を行うこと
- 農業・林業においては一定規模以上の経営
- 漁業においては組合員資格を保有
- 移住推進市町村を通じて申請

審査

設備等の購入経費に対して

50万円 (以内) を補助

詳しくは、[移住者起業補助金交付要綱・要領](#)、[農林水産就業補助金交付要綱・要領](#)をご確認ください。